

掛川市社会福祉協議会赤い羽根地域福祉促進助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は社会福祉法人掛川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が本会の予算の範囲内において実施する赤い羽根共同募金の助成金を原資とした市内で活動する団体に対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当している団体とする。

- (1) 市の地域福祉向上のために継続的に取り組んでいる団体
- (2) 会則、規約等、独立した経理が行われている団体
- (3) 前年度繰越金が、当年度収支予算における収入合計額の10分の3以内の団体
- (4) 次のいずれにも該当しない団体
 - ア 政治、宗教、組合等の運動の関係者に限られているもの
 - イ 営利を目的とするもの
 - ウ 活動の内容又は財務内容を開示しないもの
 - エ 前年度にこの要綱に基づく助成を受けた団体

(助成対象経費)

第3条 助成対象となる経費は、新規に実施する事業、又は既存事業を拡大実施する事業のうち次の各号のいずれかに該当する事業を実施するために必要な事業費及び機器整備費とする。

- (1) 地域の支え合い及びネットワークづくりを行うための事業
- (2) 講座及び勉強会の開催
- (3) 活動を充実し、発展させるために必要な体制の整備
- (4) 災害発生時に対応できるための地域の体制づくり
- (5) その他、地域福祉事業で特に会長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、助成の対象としない。

- (1) 団体の経常経費（運営費）
- (2) 広報紙の発行費
- (3) 防災資機材費
- (4) 事務機器、デジタルカメラ、プロジェクター（当事者支援団体を除く）等の精密機器の購入費
- (5) 自治会所有の建物、設備その他常設の設備備品（空調設備、テレビ等）の購入又は修理に要する経費
- (6) この要綱に基づき交付される助成金と交付目的を同一とする市又は他の団体の補助金、その他これらに類するものの交付を受けた事業に係る経費

(助成金額)

第4条 助成金額は、前条第1項各号に掲げる事業に要する経費の5分4の以内とし、1事業につき10万円を限度とする。

2 助成の回数は、1年度につき1回とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の申請を受けようとする団体（以下「団体」という。）は助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、会長に申請しなければならない。

- (1) 会則、規約、当年度収支予算書、事業計画、前年度収支決算書、事業報告、その他団体及び活動の様子が分かる資料
- (2) 見積書及びカタログの写し(機器整備費に限る。)

（助成金の交付決定）

第6条 前条の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたとときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により団体に通知する。

（交付決定の変更及び取消し）

第7条 会長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

- (1) 申請した事業を変更する場合
- (2) 申請した事業を中止する場合
- (3) 申請した事業及び助成金の使途報告に虚偽の記載をした場合

（助成金の交付請求）

第8条 第6条の規定により交付決定を受けた団体は、助成金交付請求書（様式第3号）により、助成金の請求をするものとする。

（実績報告）

第9条 助成金の交付を受けた団体は、事業実施後30日以内、又は当該年度の2月10日のいずれか早い日までに実施報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して会長に報告しなければならない。

- (1) 交付助成金に伴う領収書等の会計書類
- (2) 活動の様子が分かる写真
- (3) 実施した事業を周知又は報告したチラシ、掲示物その他の印刷物

（助成金の返還）

第10条 会長は、第7条の規定により助成金の交付決定を変更し、若しくは取り消したとき、又は事業実績に基づき算出した助成金額が既に交付した金額を下回るときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。